

5 G サービス契約の改訂

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳所の発行等)</p> <p>第85条 当社は、5G契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5G契約者等に係る5G又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5G契約者等に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又は Web 料金明細（その5G契約者等に係る5G又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WING ご利用にあたって」に規定する世界ギガし放題、世界そのままギガの適用を受ける通信をいいます。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第86条～第94条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則（令和5年5月18日経企第574号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年5月24日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳所の発行等)</p> <p>第85条 当社は、5G契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5G契約者等に係る5G又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5G契約者等に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又は Web 料金明細（その5G契約者等に係る5G又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WING ご利用にあたって」に規定する海外パケ・ホーダイ、パケットバック海外オプションの適用を受ける通信をいいます。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>第86条～第94条 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>